

那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則

平成4年5月27日

規則第21号

注 令和2年7月から改正経過を注記した。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例（平成3年条例第32号。以下「条例」という。）第31条の規定により、浦添市（以下「施行者」という。）が施行する土地区画整理事業の保留地処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保留地の処分価格)

第2条 条例第7条に定める処分価格は、一般公開抽選及び指名抽選（以下「抽選」という。）並びに随意契約による場合は、評価員の意見を聞いて施行者が定めるものとする。

2 前項の処分価格は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）による場合は、予定価格とする。

第2章 抽選

(抽選の参加資格)

第3条 抽選参加申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とし、次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 未成年者及び破産者で復権を得てない者
- (2) 抽選の公告の日において、本市内に居住する期間が3月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者
- (4) 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者

2 施行者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、抽選参加申込みの制限をすることができる。

(抽選の公告)

第4条 保留地を一般公開抽選により処分するときは、抽選の日の14日前までに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。また、指名抽選により処分するときは、当該事項を指名を受けた者に文書で通知するものとする。

- (1) 保留地の位置、地積及び処分価格
- (2) 抽選に参加する者に必要な資格

(3) 抽選参加申込みの受付期間及び場所

(4) 抽選の日時及び場所

(5) その他抽選に必要な事項

(抽選参加申込み)

第5条 抽選に参加しようとする者は、抽選参加申込書（様式第1号）により指定の日時までに必要な書類を添えて、施行者に申し込まなければならない。

2 施行者は、前項の規定による申込みがあった場合は、審査のうえ、適当と認めた者に対し、抽選指定書（様式第2号）を交付する。

(抽選参加者)

第6条 抽選は、前条第2項の規定により抽選指定書の交付を受けた者（以下「抽選参加者」という。）について行う。

(抽選の方法)

第7条 抽選は、抽選参加者のうちから選定された3人以内の抽選立会人の立会のうえ、公開で行う。

(抽選の中止等)

第8条 施行者は、災害その他特別の事情により、抽選を執行することが困難であると認めたときは、当該抽選を中止し、延期し、又は取り消すことができる。この場合において、抽選参加者が損失を受けても施行者は補償の責を負わない。

(当選者)

第9条 施行者は、第7条の規定により行った抽選をもって当選者を決定する。

2 当選者は、抽選の日から14日以内に施行者が定める必要な書類を提出しなければならない。

(補欠者)

第10条 施行者は、前条第1項の当選者のほか、補欠者1名を選出し、当選者が契約を締結しないとき又は当選者に不正があったときは、補欠者をもってこれに充てる。

第3章 競争入札

(競争入札参加者の資格)

第11条 競争入札参加申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とし、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 未成年者及び破産者で復権を得てない者

(2) 競争入札に参加しようとする者を妨げた者

(3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者、公正な価格の成立を害した者、又は不正の利益を得るため談合した者

- 2 施行者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、競争入札参加申込みの制限をすることができる。

(一般競争入札の公告)

第12条 施行者は、一般競争入札の方法により保留地を処分するときは、入札期日の14日前までに次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置及び地積
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加申込みの受付期間及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他入札に必要な事項

(指名競争入札の通知)

第13条 施行者は、指名競争入札の方法により保留地を処分するときは、あらかじめ当該入札に参加させようとする者を指名し、前条各号に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(入札参加申込み)

第14条 競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書(様式第3号)に必要な書類を添えて、指定の日時までに施行者に申し込まなければならない。

- 2 施行者は、前項の規定による申込みがあった場合は、審査のうえ、適当と認めた者に対し、入札指定書(様式第4号)を交付する。

(入札者)

第15条 入札は、前条第2項の規定により入札指定書の交付を受けた者(以下「入札者」という。)について行う。

(入札保証金)

第16条 入札者は、入札の開始前までに入札保証金として10万円を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、銀行その他の金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手の提出をもって代えることができる。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金の帰属)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金は、施行者に帰属するものとする。

- (1) 第23条第5号の規定により入札が無効とされたとき。

(2) 第25条又は第28条第2項の規定により落札者の決定又は契約の決定が取り消されたとき。

2 前項第2号に該当する場合において、施行者がやむを得ない事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を還付するものとする。

(入札保証金の還付又は充当)

第18条 入札保証金は、前条の規定により施行者に帰属する場合を除き、落札者が決定した後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後還付する。

2 入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(入札会場への立入禁止)

第19条 入札関係者（入札事務担当職員及び入札者又はその代理人をいう。）以外の者は、入札執行中の会場へ立ち入ることができない。

2 入札者又はその代理人は、入札執行について入札事務担当職員の指示に従わなければならない。

(入札の方法)

第20条 入札者又はその代理人は、入札書（様式第5号）に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札しなければならない。

2 代理人が入札するときは、入札前に委任状を入札事務担当職員に提出し、許可を得なければならない。

3 入札箱に投函した入札書は、これを書換え、引換え、又は撤回することができない。

(入札の中止等)

第21条 第8条の規定は、抽選を入札に読み替えて準用する。

(開札)

第22条 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人の面前で行う。

(入札の無効)

第23条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書に入札金額、入札物件の表示若しくは記名押印のないもの又は不明確なもの

(2) 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの

(3) 所定の入札書を用いてないもの

(4) 入札者又はその代理人が、同一物件について2通以上の入札書を入札箱に投函したとき。

(5) 談合その他不正行為があったと認められるとき。

(落札者の決定)

第24条 入札者のうち、予定価格を超え、最高価格で入札した者を落札した者（以下「落札者」という。）とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札者がくじを引かないときは、その者は、当該入札に係る権利を放棄したものとする。

(落札者決定の取消し)

第25条 施行者は、落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、落札者の決定を取り消すものとする。

第4章 随意契約

(随意契約)

第26条 施行者は、随意契約により保留地を処分するときは、あらかじめ買い受けようとする者に、施行者が定める必要な書類を添えて保留地買受申込書（様式第6号）を提出させるものとする。

2 未成年者及び破産者で復権を得てない者は、随意契約により保留地を買い受けることができない。

第5章 契約の締結

(当選者等の決定通知)

第27条 施行者は、抽選及び入札により当選者及び落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を保留地売却決定通知書（様式第7号）により当選者、落札者及び随意契約の相手方に通知するものとする。

(契約の締結)

第28条 前条の規定による通知を受けた者（以下「契約の相手方」という。）は、当該通知を受けた日から10日以内に保留地売買契約書（様式第8号）により契約の締結をしなければならない。

2 契約の相手方が前項の期間内に契約を締結しないときは、施行者は、契約の相手方とする旨の決定を取り消すことができる。

(契約保証金の納付)

第29条 前条第1項の規定により契約を締結する者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約時に契約代金を全額納付するとき、国又は地方公共団体その他公共団体が買受者であるときは、契約保証金を免除することができる。

2 契約保証金の納付又は利子については、第16条第2項又は同条第3項の規定を準用する。

(契約保証金の帰属)

第30条 施行者と契約を締結した者（以下「契約者」という。）が、契約代金完納前において、第36条第1項の規定により契約を解除されたときは、契約保証金は施行者に帰属するものとし、契約代金完納後において、同条同項の規定により解除されたときは、契約代金の100分の10に相当する額は、違約金として施行者に帰属するものとする。ただし、施行者がやむを得ない事情があると認めたときは、契約保証金の全部又は一部を還付するものとする。

(契約保証金の還付又は充当)

第31条 契約保証金は前条の規定により施行者に帰属する場合を除き、契約代金完納後還付する。

2 契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。

第6章 契約の履行

(契約代金の納付)

第32条 契約者は、契約締結の日から60日以内に契約代金の全額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行者が特にやむを得ない事情があると認めたときは、契約代金の2分の1以内の金額を60日の範囲内で納付期限を延長することができる。この場合において、前項の納付期限の翌日から納付の日まで年3.65パーセントの割合で計算した金額を利子として徴収する。

(損害金の徴収)

第33条 施行者は、契約者が契約代金を納付期限までに納付しないときは、書面により期限を指定して督促する。この場合において、納付期限の翌日から納付の日まで年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の損害金を徴収することができる。

(保留地の使用)

第34条 契約者は、契約代金を完納しなければ当該契約に係る保留地を使用することができない。ただし、施行者が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(所有権移転の登記)

第35条 保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記完了後において遅滞なく行うものとする。

2 前項の登記に要する費用は、契約者の負担とする。

第7章 契約の解除

(契約の解除)

第36条 施行者は、契約者が、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) この規則又は契約条項に違反したとき。

(2) 契約者が第33条の規定により指定された期限までに契約代金を納付しないとき。

(3) 契約者から契約解除の申し出があったとき。

2 施行者は、前項の規定により契約を解除したときは、その旨を文書で通知する。

3 前項の規定による通知を受けた契約者は、施行者の指示する期間内に自己の費用で当該保留地を原状に回復して引き渡さなければならない。

4 施行者は、前項の規定による引渡しを受けたときは、既納の契約代金を還付する。ただし、第31条の規定による契約保証金の還付又は充当が既になされたときは、その相当額を既納の契約代金から控除した残額を還付するものとする。

5 前項の還付金には、利子を付さない。

第8章 雑則

(権利移転の禁止)

第37条 契約者は、法第107条第2項の規定による登記が完了する日までの間は、当該保留地に係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、施行者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 契約者は、前項ただし書きの規定により保留地の全部又は一部の権利を譲渡しようとするときは、保留地権利譲渡承認申請書（様式第9号）を提出し、その承認を得なければならない。

(住所等変更の届出)

第38条 契約者（契約者が死亡したときは、相続人）は、前条第1項による登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに施行者に住所等変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

(1) 死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき。

(2) 氏名（法人にあっては、名称）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(補則)

第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、施行者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、那覇広域都市計画事業浦添南第一土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

(廃止規則)

- 2 那覇広域都市計画事業（浦添市）土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和58年規則第25号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧那覇広域都市計画事業（浦添市）土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の規定によりなされた保留地の処分契約については、この規則により契約したものとみなす。

様式第 1 号
(表)

抽 選 参 加 申 込 書			
那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業		年 月 日	
施行者 浦添市			
代表者 浦添市長		殿	
		住 所	
		申込者 氏 名	
		電 話	
		印	
那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地の抽選に参加したいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。			
抽選申込保留地	街区番号		画地番号
地 積	㎡		
処 分 価 格	円		
土地利用目的			
添付書類 1 印鑑証明書 2 資格証明書(法人の場合のみ) 3 身分証明書(未成年者及び破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類で、市町村長又はその他の官公署の長が発行したもの。) 4 住民票抄本 5 その他 下欄は記入しないでください。 (裏面も御覧ください。)			
受 付 年 月 日	年 月 日	抽選指定書 交付年月日	年 月 日
受 付 番 号		抽 選 番 号	番
抽選申込保留地	街区番号		画地番号
処分方法の種別			
審 査 結 果			
審 査 所 見			取扱者印

(裏)

抽 選 参 加 申 込 注 意 事 項

◎抽選参加希望者が、 名に達し次第申込みを締め切ります。

◎郵送による申込みは、受け付けません。

1 抽選参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者及び破産者で復権を得てない者
- (2) 抽選の公告の日において、本市内に居住する期間が3か月未満の者（当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。）
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者
- (4) 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者
- (5) 施行者が必要と認めて抽選参加申込みの制限をした者

2 主な条件

- (1) 申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする。
- (2) 保留地売買契約と同時又は契約締結の日から60日以内に契約代金の全額を払い込むことができる者

3 違反申込等に対する処置

次の各号のいずれかに該当するときは、その申込み又は当選を無効とします。

- (1) 市の保留地処分に関する規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込みをしたとき。

様式第2号

抽 選 指 定 書

浦 第 号
年 月 日

殿

那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦 添 市
代表者 浦添市長 印

抽 選 番 号	番			
指 定 保 留 地	街区番号		画地番号	
抽 選 日 時	年 月 日 午 時 分			
抽 選 場 所				

注意事項

- 1 当選番号確認のため、本書を持参してください。
- 2 紛失した場合の再発行はいたしませんので大切に保管してください。
- 3 本書を無断で書換えた場合は無効とします。

様式第3号
(表)

入 札 参 加 申 込 書				
那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業			年 月 日	
施行者 浦 添 市				
代表者 浦添市長			殿	
			住 所	
			申込者 氏 名	
			印	
			電 話	
那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地処分の入札に参加したいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。				
入札申込保留地	街区番号		画地番号	
地 積	m ²			
土 地 利 用 目 的				
添付書類 1 印鑑証明書 2 資格証明書(法人の場合のみ)				
3 身分証明書(未成年者及び破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類で、市町村長又はその他の官公署の長が発行したもの)				
4 その他				
下欄は記入しないでください。(裏面も御覧ください。)				
受 付 年 月 日	年 月 日		入札指定書 交付年月日	年 月 日
受 付 番 号			入札指定書 交 付 番 号	第 号
入札申込保留地	街区番号		画地番号	
処分方法の種別				
審 査 結 果				
審 査 所 見			取扱者印	

(裏)

入 札 参 加 申 込 注 意 事 項

◎入札参加希望者が、 名に達し次第申込みを締め切ります。

◎郵送による申込みは、受け付けません。

1 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者、公正な価格の成立を害した者又は不正の利益を得るため談合した者
- (4) 施行者が必要と認め競争入札参加申込みの制限をした者

2 主な条件

- (1) 申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする。
- (2) 保留地売買契約と同時又は契約締結の日から60日以内に契約代金の全額を払い込むことができる者

3 違反申込等に対する処置

次の各号のいずれかに該当するときは、その申込みを無効とします。

- (1) 市の保留地処分に関する規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込みをしたとき。

様式第4号

入 札 指 定 書

浦 第 号
年 月 日

殿

那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦 添 市
代表者 浦添市長 印

指定書交付番号	第 号			
指 定 保 留 地	街区番号		画地番号	
入 札 日 時	年 月 日 午 時 分			
入 札 会 場				

注意事項

- 1 本書は、確認のため必要ですので入札日に持参してください。
- 2 紛失した場合の再発行はいたしませんので大切に保管してください。
- 3 入札の開始前までに入札保証金10万円を納付してください。
入札保証金の未納の方は入札できません。
- 4 入札開始後は入札会場に入場できませんので遅れないように注意してください。

様式第 5 号

入 札 書

- 1 保留地の表示
- 街区画地
- 2 地 積
- m²
- 3 入 札 金 額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
---	----	----	----	---	---	---	---	---

上の金額のとおり、那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業施行条例及び那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則を遵守の上入札します。

年 月 日

住 所

入札者

氏 名 印

那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦 添 市

代表者 浦添市長 殿

(注) 入札金額はアラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

様式第6号

保 留 地 買 受 申 込 書

年 月 日

那覇広域都市計画事業

土地区画整理事業

施行者 浦 添 市

代表者 浦添市長 殿

住 所

申込者 氏 名

電 話

那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

買受申込保留地	街区番号		画地番号	
地 積	m ²			
土地利用目的				
買 受 理 由				

(注) 買受価格は、処分時における施行者の評価額とする。

- 添付書類 1 印鑑証明書 2 資格証明書(法人の場合のみ)
3 身分証明書 4 住民票抄本
5 その他

下欄は記入しないでください。

買受申込保留地	街区番号		画地番号	
審 査 結 果				
審 査 所 見			取扱者印	

様式第7号

浦 第 号
年 月 日

殿

那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦 添 市
代表者 浦添市長 印

保 留 地 売 却 決 定 通 知 書

次のとおり保留地の売却を決定したので通知します。つきましては、 年 月 日までに保留地売買契約を締結してください。
なお、期日までに契約を締結しないときは、売却決定を取り消します。

街 区 番 号	画 地 番 号	地 積	売 却 決 定 金 額
		m ²	円

(注) 契約締結の際は、次のものを持参してください。

- 1 印鑑及び印鑑登録証明書
- 2 契約保証金 円
- 3 収入印紙 円

様式第8号

保留地売買契約書

那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業施行者浦添市代表者浦添市長
(以下「甲」という。)と買受者 (以下「乙」という。)は、保留地の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、次の土地(以下「本件土地」という。)を現状のまま乙に売り渡すものとする。

街 区 番 号	画 地 番 号			地 積			備 考		
				㎡			別紙図面のとおり		
売 買 金 額	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	老
特 約 事 項									

第2条 乙は、この契約と同時に契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 甲が、第7条第1項の規定により本契約を解除したときは、第1項の規定により納入された契約保証金は甲に帰属する。

第3条 乙は、売買金額を 年 月 日までに甲に支払うものとする。

2 前条の契約保証金は売買金額に充当することができる。

第4条 乙が、売買金額を完納したときは、甲は遅滞なく本件土地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項により本件土地の引き渡しを受けたとき、又は甲の承認を受けたときは、当該土地を使用し、又は収益することができる。

3 乙は、前項の引き渡しを受けると同時に本件土地の維持管理についての一切の責を負うものとする。

4 乙は、引き渡しの日から 以内に保留地販売入札案内書に定める保留地の土地利用目的に基づく建築工事に着手しなければならない。

第5条 本件土地について、確定測量により地積に増減があったときは、甲はその増減した地積に応じ、売買金額の単価により算出した金額をもって清算するものとする。

第6条 本件土地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第107条第2項に規定する換地処分に伴う登記完了後に行うものとする。

2 前項の所有権移転の登記は、甲においてその手続をし、この登記に要する費用は、乙の負担とする。

第7条 乙が、那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則に違反したとき又は本契約を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により、本契約を解除したときは、乙は本件土地を原状に回復して甲に引き渡さなければならない。

3 本契約を解除することにより、乙が損失を受けても、甲はその責を負わないものとする。

第8条 乙は、所有権移転登記前の本件土地の権利を第三者に譲渡してはならないものとする。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第9条 前各条のほか、この契約の履行については、甲乙共に那覇広域都市計画事業浦添市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の定めるところを遵守する。また、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

年 月 日

甲 那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦 添 市

代表者 浦添市長 印

乙 住 所

氏 名 印

様式第9号

保留地権利譲渡承認申請書

年 月 日

那覇広域都市計画事業
土地区画整理事業

施行者 浦添市

代表者 浦添市長 殿

住 所
譲渡人 氏 名 印
電 話.....
住 所
譲受人 氏 名 印
電 話.....

年 月 日付で締結した土地売買契約に係る次の保留地を譲受人に譲渡
したいので御承認くださるよう申請します。

街 区 番 号		画地番号		地積	m ²
権 利 譲 渡 理 由					

添付書類 1 印鑑証明書(譲渡人、譲受人とも) 2 身分証明書(譲受人のみ)
3 資格証明書(法人の場合のみ) 4 その他

下欄は記入しないでください。

街区番号		画地番号		面積	m ²	売買金額	円
審 査 結 果							
審 査 所 見							
承認年月日	年 月 日	取扱者氏名	印				

様式第 10 号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

那覇広域都市計画事業

土地区画整理事業

施行者 浦添市

代表者 浦添市長 殿

住 所

氏 名 印

電 話

年 月 日付けで、契約締結した 土地区画整理事業地区内の保留地の所有者について、下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

街 区 番 号		画 地 番 号		地 積	m ²
変 更 理 由	1 氏名又は名称変更	2 死 亡	3 解 散		
	4 住所又は所在地変更	5 合 併			
旧					
新					